

農政対策資料
令和元年8月

農政をめぐる情勢

目 次

I	日米貿易交渉、協議加速化	1
II	食料自給率37%	5
III	農地関連制度の見直しをめぐる情勢	7

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 日米貿易交渉、協議加速化

日米貿易交渉にかかる協議が矢継ぎ早に開催されている（7月24日～26日：実務者クラス、8月1日、2日：茂木経済再生担当大臣、ライトハイザーUSTR代表、8月13日、14日：実務者クラス ※いずれも米国ワシントンで開催）。具体的な内容については明らかにされていないが、農産物や工業製品等を含み協議が行われている。

8月5日、自民党の会合に出席した政府担当者は、日米双方が9月中下旬の国連総会に合わせて開催される首脳会談までに一定の成果を目指す考えを示唆した。

今後、21日、22日に予定されている閣僚級会合の後、24～26日にフランスで開催されるG7サミットに合わせ首脳会談が開催され、9月合意の道筋となる成果を発表する可能性もある。

II 食料自給率37%

8月6日、農水省は2018年度の食料自給率はカロリーベースで37%となつたと発表した。米が大凶作に見舞われた1993年度を下回り、記録がある1960年度以来最低の数値となつた。

III 農地関連制度の見直しをめぐる情勢

8月5日、農水省は農地関連制度にかかる政省令案等についての意見募集（パブリックコメント）を開始した。

| 日米貿易交渉、協議加速化

— 9月国連総会に合わせ、首脳会談で成果を発表か —

1. 実務者級、閣僚級の協議

- 7月24日から26日の3日間、米国ワシントンにて実務者クラスの協議が行われた。日米協議を統括する内閣官房のほか、農水省、経産省、財務省の幹部が出席し、農産物や工業製品、酒類等について交渉が行われた。
- 内閣官房渋谷統括官は協議後の記者会見で、論点整理が進んだことに言及するとともに、引き続き早期の合意に向け、精力的に議論していくと説明した。

【協議終了後（7月26日）の渋谷統括官の発言概要】

(交渉会合全体について)

- ・閣僚協議に向け、閣僚協議で議論するための論点整理や、事前に整理できる内容を中心に議論した。
- ・論点はずいぶん整理された。担当者、次官級での事務レベル協議を行ったが、とくに次官級の協議では、非常に率直な議論ができた。

(交渉内容について)

- ・24日に、財務省の案件を午前中に、午後、経産省の案件を議論、残り時間を農水省の案件を議論した。25日は午前中、夕方、農水省の議論をした。26日は私（渋谷統括官）と大澤農水審議官と先方の次官級の幹部と共に農産品の中で、ハイレベルで議論すべきものを議論した。（具体的な内容については言及なし）

(合意時期の見通しについて)

- ・TPP交渉の時に当時の甘利大臣が、もう交渉は8合目まで来たと発言されて、そのあと実際には1年半かかっている。どのくらいまで来ているのかというのを言いたい。
- ・合意時期は、互いが国内に説明できる内容で合意した時が合意時期であり、時間が合意時期を決めるのではなく、内容が合意時期を決める。早期に成果を上げるということは首脳同士で合意されており、それをふまえて精力的に議論をしていく。

- 8月1日と2日の2日間、米国ワシントンで、茂木経済再生担当大臣、ライトハイザー米通商代表部（USTR）代表は閣僚級会合を開催した。
- 茂木大臣は会合後の記者会見で「良い成果を早期に実現するための議論をかなり前に進めることができた」と交渉の進展に言及した。

【閣僚級会合終了後（8月2日）の茂木大臣の発言概要】

（交渉会合全体について）

- ・日米双方にとって良い成果を早期に実現するための議論をかなり前に進めることができた。今後も事務レベルの協議を精力的に行うということで一致し、その結果も踏まえて今月中に再度ライトハイザー代表と協議する方向で、日程調整を行う。
- ・お互いの立場は何度も確認をしてきた。そういう中で互いに歩み寄れるところ、溝はかなり埋まってきたと考えている。

（合意見通しについて）

- ・具体的な日程について、確認をしたわけではないが、早期に成果を出そうということについては、一致をしている。
- ・どこまでを持って進んだというのを言いにくいが、頂上は見えている。

（米中貿易摩擦の影響について）

- ・少なくとも8月2日、3日のライトハイザー通商代表との協議の中で米中の話は出ていない。

（農業分野におけるTPP枠等の論点について）

- ・日米共同声明に沿って協議を進めている。それ以上でもそれ以下でもない。

- 13日と14日の2日間、米国ワシントンにて再度、実務者クラスの協議が行われ、農産品の重要品目や自動車などについて議論された。
- 内閣官房渋谷統括官は協議後の記者会見で、「議論がかみ合ってきた」と認識を示す一方、「気を許さないところがある」と今後の協議次第で停滞する可能性も示唆した。
- 15日、茂木大臣は閣議後の記者会見で「残された課題について、できるだけ両者の意見を埋める協議を進めたい」と述べた。今後21日、22日に閣僚級会合が開催される予定となっている。

2. 自民党の動向

- 8月5日、自民党はTPP・日EU・日米TAG等経済協定対策本部、TPP交渉における国益を守り抜く会合同会議を開催した。
- 同会合で渋谷内閣官房統括官は、論点は依然残されているとしつつも、「議論がかみ合ってきた」などと述べた。
- また、米国より「9月の国連総会に合わせて開催される日米首脳会談でいい報告ができないか」などとする発言があったことを明らかにし、日米双方が9月の首脳会談までに一定の成果を目指す考えを示唆した。

- なお、森山 TPP 等対策本部長は、TPP 枠を有する農産物について「(日米交渉により) TPP で合意した全体の枠が増えないことが大前提」と述べた他、「農業製品と工業製品のバランスを取らなければいけない」などと双方の分野で成果を得る必要性を述べた。

3. 米国の動向

- 米国的主要農業団体や自動車産業の団体は、一連の交渉会合に関連して声明等は発出しておらず、米国内の報道でも日米貿易交渉については大きく扱われていない。
- ただし、米国の一報道は、トランプ政権が日米貿易交渉で早期に成果を目指しているとし、米国議会の承認を必要としない大統領の権限による関税引き下げ措置の活用を検討しているとの見方を報じている。

【米国TPA法に基づく大統領の権限に基づく関税引き下げ措置（概要）】

・米国大統領は、2015年TPA（大統領貿易促進権限）法により、①従価税5%未満の品目の関税については撤廃もしくは引き下げを、②従価税5%以上の品目の関税については、その関税の半分未満の引き下げを大統領が決定できる。（関税の引き下げには、議会の批准を必要としない）
(参考) 農産物・自動車にかかる米国の譲許内容（関税率）
* 5%以下の品目 豚肉、大部分の野菜・果物等、自動車・自動車部品
* 5%以上の品目 牛肉（26.4%※低関税枠有）、乳製品（バター、チーズなど）（10%～20%）、トラック（25%）

- 8月13日、トランプ大統領が安倍首相に対して、米農産品の巨額購入を要求していたことが報じられた。对中国輸出が貿易摩擦で減少しており、穴埋めを求めた形とされている。
- これまでの会談でトランプ氏は大豆や小麦など具体的な品目を挙げたとされ、米政権は対日貿易赤字の削減を目指して進めている日米貿易交渉の枠組みとは別に購入を迫っているとされている。
- これに対し日本政府はアフリカ食料支援の枠組みを活用し、輸送費を含め数億ドル規模で購入する案が政府内で浮上していると報道されている。

4. 今後の見通し等

- 農業分野の論点として具体的にどういった内容が議論されているか公表されていないが、以下の項目が論点とみられる。

・ TPP協定において TPP 枠を有する品目
・ セーフガードを有する品目
・ 日EU・EPAで TPP を上回る自由化を約束した品目

- 日米貿易交渉については、今後、8月21日、22日に予定されている閣僚級会合の後、24～26日にフランスで開催されるG7サミットに合わせ、首脳会談が開催され、9月合意の道筋となる成果を発表する可能性もある。

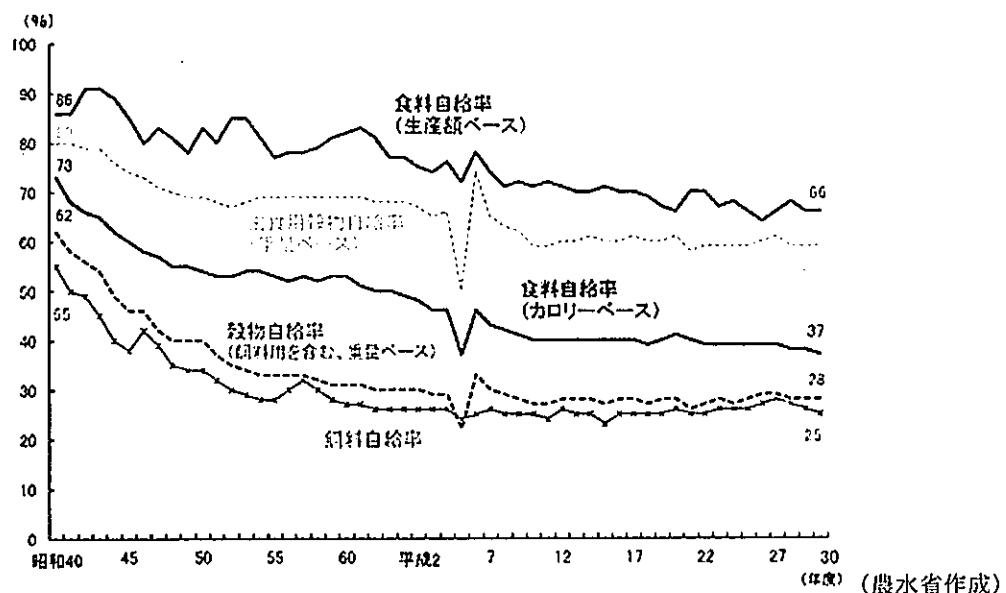
【当面の予定】

8月21、22日	日米閣僚級会合
8月24～26日	G7サミット（日米首脳会談開催か？）
9月17～30日	国連総会（日米首脳会談開催）

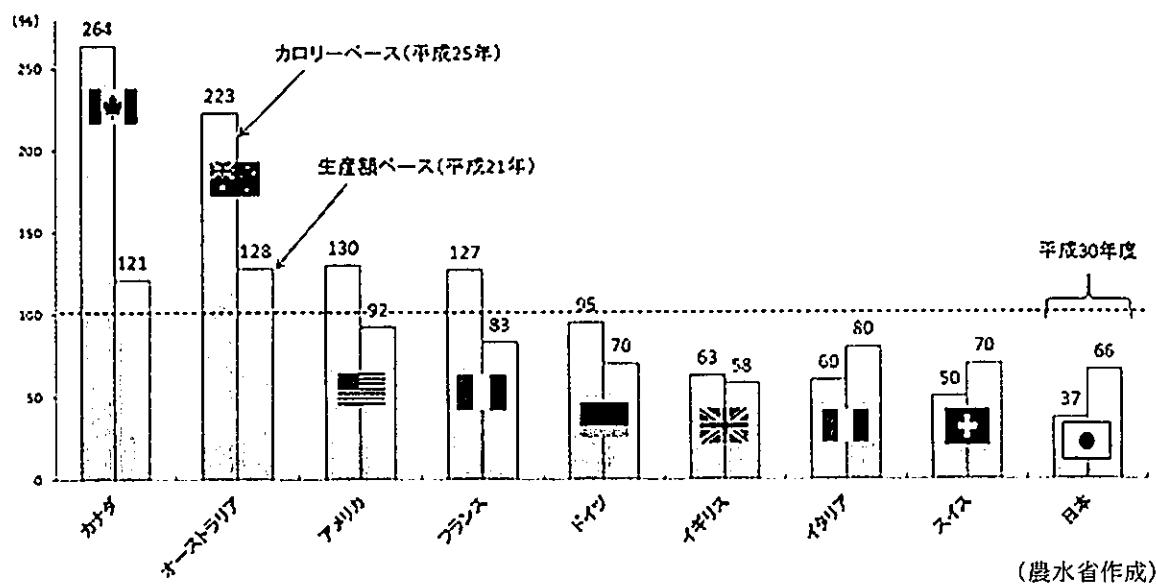
II 食料自給率 37%

— カロリーベースで過去最低 —

- 8月6日、農水省は2018年度の食料自給率はカロリーベースで37%となったと発表した。米が大凶作に見舞われた1993年度を下回り、記録がある1960年度以来最低の数値となった。



- 先進国と比べると、アメリカ130%、フランス127%、ドイツ95%、イギリス63%となっており、依然として日本のカロリーベースの食料自給率は先進国の中で最低の水準となっている。



- 農水省は北海道等の天候不順で小麦や大豆が不作だったことを主な要因に挙げている。

- 食料自給率が過去最低水準に落ち込んだことを受け、与野党の農政担当者等は以下のように発言をしている。

自民党・野村農林部会長

- ・天候を犯人にして、一喜一憂している場合ではなく、自給率が上がらない構造的な要因があるはず。
- ・(基本計画見直しに向け、) 米から飼料への転換も思うように進んでいない。自給率を上げる対策をしっかり議論しないといけない。

公明党・稻津農林水産部会長

- ・北海道の不作が影響したとしても、さらに1%下がった衝撃は大きい。
- ・(人手不足などの課題とどう向き合うかを含め、) 自給率向上の政策を検証しないといけない。

立憲民主党・佐々木副代表

- ・政権が進める集約、大型化だけでは自給率が上がらないことの現れだ。(家族経営や農家戸数の維持を重視)
- ・少なくとも50~60%に上げるべきだが、政府は何も手を打っていない。

国民民主党・玉木代表

- ・農地保全や担い手育成が今の農政は不十分。食料安全保障を軽んじている。
- ・生産基盤が弱体化している。安倍農政の弊害が数字に出てきた。

(2019年8月8日(木)日本農業新聞より)

- なお、政府は2015年3月に決めた食料・農業・農村基本計画で2025年度に自給率をカロリーベースで45%にする目標を掲げている。
- 8日、吉川農水大臣は、閣議後記者会見において「食料自給率が上向いてこない要因をどう見るか、45%という目標に向けどう取り組んで行くか」という質問に回答した。要旨は以下の通り。

- ・生産基盤の強化を図ることが最も重要。このために、優良農地を確保しつつ、一に担い手への農地の集積・集約化、二に新規就農の更なる促進、三にスマート農業の導入による生産性の飛躍的な向上、四に農地の大区画化・汎用化などを、積極的に推進していく必要がある。
- ・また、国内においては、麦や大豆、畜産物等について国産品への潜在的な需要が大きく、海外では、高品質な日本の農林水産物への需要はまだまだ拡大する。
- ・食料自給率の向上に向け、国内外での国産農産物の消費拡大や食育の推進、消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡大、飼料用米の推進、付加価値の高い農産物の生産、販売や輸出の促進といった各種の施策を講じていく。

- 今後、来年3月の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け、政府の食料・農業・農村政策審議会で議論が本格化する。

III 農地関連制度の見直しをめぐる情勢

一 農水省が政省令案等について、パブリックコメントを開始 一

- 6月26日、農水省はJA全中会長宛に「人・農地プランの具体的な進め方について」を通知した。主な内容は以下の通り。

- ・地域のコーディネート役を担う組織による推進体制の整備、地域の話し合いを行うためのアンケートの実施、地図の作成等の準備着手など、人・農地プランの実質化に向けた具体的なすすめ方を記載
- ・プラン様式例、工程表例

- 7月19日、農水省は各都道府県担当部長・中間管理機構理事長・農業委員会ネットワーク機構会長宛に「改正農地バンク法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた農地バンクの推進体制の再構築等について」を通知した。主な内容は以下の通り。

- ・円滑化事業と中間管理事業の統合一体化に向け、農地バンクが管内の円滑化団体と意見交換を行い、農地バンク事業への移行の方針・スケジュール等について施行日までに結論を得る
- ・8月から9月にかけて農水省経営局と各都道府県・県機構・県農業委員会ネットワーク機構などで意見交換
- ・人・農地プランの実質化についても言及

- 8月5日、農水省は、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、改正法）にかかる政省令案等についての意見募集（パブリックコメント）を開始した。（政省令案等の概要は別紙1の通り）

【想定される主なスケジュール】

8月5日	政省令パブコメ開始（9月3日まで）
9月上旬 (見込み)	政省令公布（改正法施行日を含む）
11月1日 (見込み)	改正法施行日① 施行日②以外の改正事項
令和2年 4月1日 (見込み)	改正法施行日② 農地利用集積円滑化団体の統合一体化（JA等が配分計画案を作成できる仕組みの創設は11月1日に施行）や都道府県等が認定農業者を認定する仕組みに関する改正事項

**農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案等の概要**

I 趣旨

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号。以下「改正法」という。）が令和元年 5 月 24 日に公布されたところである。

本政令案及び本省令案は、改正法の施行により、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等が改正されることに伴い、関係政令及び関係省令について、所要の改正を行うものである。

II 改正の概要

1 政令案について

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正

改正法の施行に伴う条項ずれの手当てを行う。

(2) 農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正

利用権の設定等を進めるべき認定農業者及び農地中間管理機構（以下「機構」という。）を位置付けた農用地利用規程（以下「特例規程」という。）について、①特例規程に基づき機構が利用権の設定等を受ける場合の対価の算出方法を周辺類似農用地の事例を参考とすること、②特例規程の有効期間を 5 年とすることを定める。

(3) 農地法施行令の一部改正

農地転用の不許可要件について、地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として、農地等の転用により、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を定める。

(4) 関係政令の整理

関係政令において、改正法の施行に伴う条項ずれ、農地利用集積円滑化事業の統合一体化等に伴う整理を行う。

2 省令案について

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正

① 機構の手続改善に伴う規定として、

(i) 農用地利用配分計画の縦覧廃止に伴い行う利害関係人からの意見聴取の方法として、口頭、書面、インターネットを利用する方法等によることを定める。

(ii) 農地の受け手の利用状況報告義務の廃止に伴い、機構が必要な場合に書面により報告を求めること等を定める。

- (iii) 機構が知事承認なしで委託することができる軽微な業務として、けい畔及び法面の修繕、窓口業務、賃料の收受及び支払に係る業務、農地中間管理権を有する農用地等に関する情報の整理に係る業務並びに広報に係る業務を定める。
- ② 農地利用集積円滑化事業との統合一体化に伴う措置として、機構から農用地利用配分計画の原案作成を求めることができる者を市町村が指定する基準として、旧円滑化団体であるJA又は市町村公社であり、次に掲げるいずれかの事業を継続的に実施していることを定める。
- (i) ブロックローテーション等の耕作に供する農用地の集団化を促進する事業
- (ii) 利用権の設定等と併せて行う研修事業
- (iii) 農用地の利用の効率化及び高度化のために農用地等を売買する事業

(2) 農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正

- ① 国・都道府県が農業経営改善計画の認定をする際の手続等を定める。
- ② グループ会社における役員兼務の場合の役員の常時従事要件の緩和について、子会社（親会社が総株主の議決権の過半を有するもの）の農業経営改善計画の認定に係る特例の基準として、以下の内容を定める。
- (i) グループ会社の基準として、①親会社が農地所有適格法人であり、認定農業者であること、②子会社が農地所有適格法人であること。
- (ii) 兼務する役員（親会社で年間150日以上農業に従事している株主）の基準として、子会社の行う農業に年間30日以上従事すること。
- ③ 特例規程が認可された場合に設定してはならない権利の種類等を定める。

(3) 農地法施行規則の一部改正

- ① 農地転用の不許可要件について、以下の場合における農地等の転用により、地方公共団体の計画に基づく農地等の利用の集積等に支障を生ずる場合を定める。
- (i) 農業協同組合、土地改良区等から市町村に対し農用地利用集積計画の作成の申出があった場合
- (ii) 農用地区域に農地等を編入するための市町村農業振興地域整備計画の案の公告があった場合
- ② 農地所有適格法人以外の者の報告について、報告書の記載事項及び添付資料を定めるとともに、報告を受けた農業委員会が、市町村長又は機構に通知すべき場合として、農地を適正に利用していない場合等を定める。

(4) 関係省令の整理

関係省令において、改正法の施行に伴う条項ずれ、農地利用集積円滑化事業の統合一体化等に伴う整理を行う。

III 施行期日

農地利用集積円滑化事業の統合一体化関係及び国・都道府県による農業経営改善計画の認定については、令和2年4月1日から施行する。

その他の事項については、令和元年11月1日から施行する。

農政をめぐる情勢

令和元年8月23日

280部

編集・発行 愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印 刷 大栄印刷工業株式会社

電話 052 (937) 0180

〈ファクシミリ 052 (937) 0210〉